

学校給食無償化署名進む



米原市民報

日本共産党米原市議員
山脇正孝 Tel.52-1093
日本共産党米原市議員
藤田正雄 Tel.55-1527

2,117筆（一次分）を提出

<http://www.jcp-maibarashigidan.com/>

懇談で強く要望

就学援助で対応

教育部長より今までの山脇議員の議会質問でも回答してきたように、就学援助制度の中で低所得者対策として学校給食費の負担軽減に取り組んできました。今後も就学援助で何ができるのか考えていきたい、との回答がありました。

子育て支援策として無償化を

就学援助対象者は収入が「要保護（生活保護）」「準要保護（生活保護所得基準の1.3倍以内）」となっており、本人申請が原則とされている。いろいろな事情で申請をためらっておられる方や制度を知らない方もある。会としては新型コロナウイルス感染症の影響による子育て世帯全体の世帯の生活が厳しくなる中で、低所得対策ということだけではなく「子育て支援策」として給食費の無償化が求められているのではないかと主張しました。

一歩でも進める施策を

そして市の財政的な制約があることは理解するが、多くの市では学校給食の無償化が首長選挙や議員選挙の争点になってきている。将来の米原市を背負ってもらう子どもたちが健康で安心して学べる環境を作るのが重要であり、子育て県下一を標榜する米原市が一歩でも前進する施策を強く

2月7日「学校給食の無償化を求める会（代表、塚本志げ子）が昨年より行ってきました。当初は市長が受領予定でしたが、連日の大雪対応のため市長は出席できず、上村教育部長が代理受領し、その後部長と懇談を行いました。会ではご協力をいただいた皆さんにお礼とこれからも運動を広げていくことを確認しました。懇談には山脇議員と藤田議員が立ち合いました。

求めま 米原市役所での署名した。 簿渡しと懇談模様



憲法改悪反対署名の協力を 憲法自衛隊を擁護する市民の立場

ある市民の方から「憲法に自衛隊を書き込むことはなぜ問題ですかとの質問を受けました。「憲法改悪を許さない全国署名のQ&A」では次の通り記載されています。転載します。

9条2項武力不保持は空文化

Q、「自衛隊を憲法に書き込む」とは何を意味しますか。
A、改憲の最大の狙いは9条です。自衛隊が憲法に書き込まれれば、世界のどこにでも出かけて無制限に武力行使可能になります。世界有数の戦力である自衛隊ですが、憲法9条第2項の「戦力不保持」に「違反」しないとされてきました。その理由は自衛隊の武力行使は日本に対する攻撃の排除だけ許され、海外派兵や集団的自衛権の行使などではないとされたことです。自衛隊は世界標準の「戦力Ⅱ軍隊」ではなく、「必要最小限度の実力」などと説明してきました。

ところが、自民党の自衛隊明記案ではどうなるのか。自衛隊が憲法上の存在に格上げされたら、これまでの制約はなくなります。さらに自民党案では「国および国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとる」と明記されています。「自衛の措置をとる」とは「自衛権」そのもの。個別自衛権と他国を守る集団的自衛権の両方を含みます。

さらに、自衛隊明記の条文は念入りに「前条の規定（9条2項）は、必要な自衛の措置をとることを妨げず」と書かれています。「9条2項」の戦力不保持規定は残っているが「自衛の措置」を「妨げず」。つまり9条2項は空洞化し、無制限の海外での武力行使が可能になります。